

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動

第1節 市の活動体制の確立

主な担当関係部署：各課共通

災害発生後、市本部は、緊急対策の実施後、応急対策の実施と並行してできるだけ早い段階で復旧対策に取り掛かることが必要である。復旧対策は、被災者の生活再建を中心として、被災産業の再建及び被災都市施設の再建を並行して実施する。

市は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため、必要があるときは、防府市災害復旧本部を設置し、復旧・復興対策を実施する。

活動方針

○災害応急対策の実施状況、市地域の回復状況等より、できるだけ早い段階で被災者の生活再建に向けた対策にとりかけられるよう、必要に応じて市災害復旧本部を設置し、復旧・復興に係る体制へ移行する。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	災害復旧本部の設置						

具体的な活動内容

第1項 災害復旧本部の設置

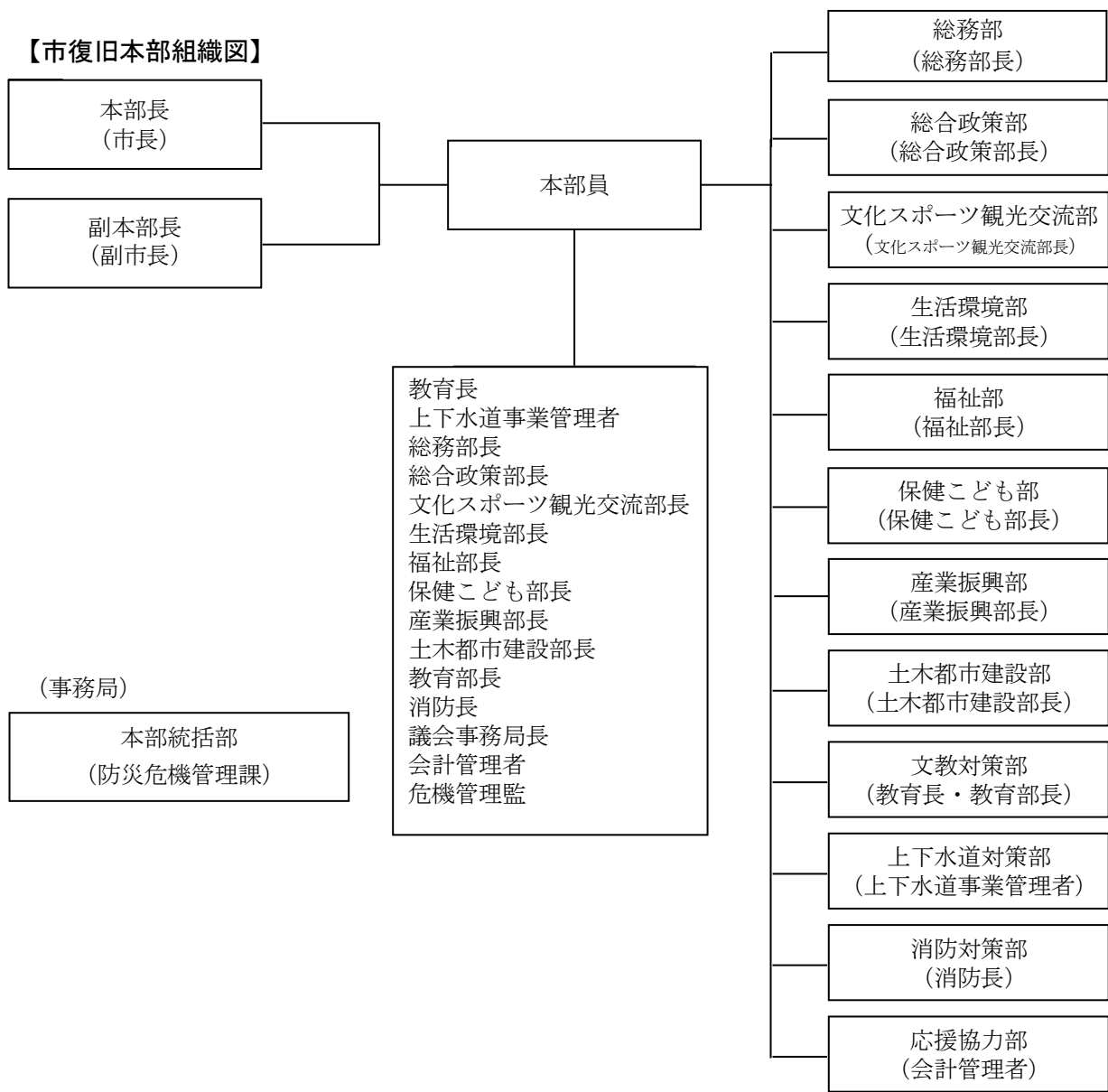
市は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、防府市災害復旧本部（以下「市復旧本部」という。）を設置し、復旧・復興対策を実施する。

1 市復旧本部の設置基準

市内に相当規模の災害が発生し、災害応急対策がおおむね完了した後、必要と認める場合。具体的には、救助法が適用された場合など。

2 市復旧本部の組織

市復旧本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。



3 市復旧本部の廃止基準

市は、本格的な復旧・復興対策の目途がたったと認められるときは、市復旧本部を廃止する。

4 市復旧本部の設置（廃止）の通知等

市は、市復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担 当	備 考
県（防災危機管理課）	防災危機管理課	山口県総合防災情報システム
防 災 関 係 機 関	防災危機管理課	FAX・電話
報 道 機 関	広報政策課	FAX・電話
市 民	防災危機管理課	市メールサービス、ホームページ等

第2章 被災者の生活再建

第1節 生活相談等の受付

主な担当関係部署：くらし安全課、課税課、収納課、保険年金課、
高齢福祉課、建築課、子育て推進課、こども相談支援課

大規模災害が発生した場合には、多数の者が被災し生命の危険にさらされ、住居や家財の喪失、経済的困窮等、大きな混乱に陥る可能性がある。こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の安定を図るため、市は、災害により被害を受けた市民の安心が確保されるよう、被災者に対する生活相談について必要な措置を講じる。

活動方針

○総合的な相談窓口を設置し、情報提供や各種支援業務の一元化を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	生活相談等の受付						

具体的な活動内容

第1項 生活相談等の受付

災害発生後には被災者、市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市は、被災者のための相談窓口を市庁舎、出張所等に設置し、相談又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。

特に、市庁舎では、税、福祉、建築等の総合支援窓口を設置し、市本部各対策部等の協力による相談体制を確保する。解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなど速やかな対応を講じる。また、県をはじめとする防災関係機関等と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。

なお、市、県、防災関係機関等の実施する各種相談の措置事項については、資料編のとおりとする。

資料編 [金融・貸付]

- 4-1-1 生活相談等受付の措置概要

第2節 罹災証明書の交付

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、収納課、課税課、建築課、開発建築指導課

罹災証明書は、救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされるものであり、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害そのほか市が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

活動方針

○各種の支援措置を迅速に行うため、発災後は遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、罹災証明書を交付する。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	罹災証明書の交付						

具体的な活動内容

第1項 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明書の発行は、健康福祉部救助班・総務部調査班が行う。罹災証明書の発行にかかる主な手順の概要を以下に示す。

被害認定調査体制の確立	◆ 被害を受けた家屋等の被害調査（認定調査）を行うため、調査班を編成し、調査方針の検討等を行う。 ◆ 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
被害家屋の認定調査	◆ 被害認定の基準：内閣府住家被害認定基準に準じる。 ◆ 調査要員を確保（不足する場合は、県、他自治体等へ要請。）する。 ◆ 建物被害一次調査（概観調査）を実施する。
罹災証明書発行の受付	◆ 罹災証明書申請窓口を設置する。
被災者台帳の整備	◆ 被害調査結果を集約し、被災者台帳を整備する。
罹災証明書の発行	◆ 被災者の申請により、被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。 ◆ 原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない」に該当する住家等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。
広報活動	◆ 二次災害を防止するために必要な被災建築物応急危険度判定と罹災証明書発行のための被害調査との違いを繰り返し広報する。

第3節 被災者台帳の作成

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、課税課

必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者の支援を行う。

活動方針

○被災者の被害状況や支援措置の実施状況等を一元的に集約管理する被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な被災者支援を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	被災者台帳の作成						

具体的な活動内容

第1項 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、記録された情報を自ら利用し、又は利用者に提供する。

- ◆ 本人（台帳情報によって識別される特定の個人）の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ◆ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ◆ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第4節 住居の確保

主な担当関係部署：建築課、福祉総務課、生活支援課、子育て推進課、こども相談支援課

主な担当関係機関：山口県民局、県社会福祉協議会

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設又は補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

活動方針

○応急仮設住宅・災害公営住宅の建設、既存公営住宅等の活用、住宅関連資金の活用等により、住宅を喪失した被災者を支援する。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	応急仮設住宅の建設						
2	災害公営住宅の建設						
3	既存公営住宅等の修理						
4	住宅資金の確保						

具体的な活動内容

第1項 応急仮設住宅の建設

第3編第12章「建物及び宅地の応急対策」による。

第2項 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行う。

第3項 既存公営住宅等の修理

市は、災害により被災した既存の公営住宅及び改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

第4項 住宅資金の確保

1 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」及び「災害予防関連融資」がある。

2 その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯又は母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した住宅の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付けや母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

資料編 [金融・貸付等]
● 4-1-2 住宅資金の概要

第5節 雇用の安定

主な担当関係部署：商工振興課、企業応援課

主な担当関係機関：防府公共職業安定所、山口県民局

市は、災害により失職した者の雇用確保のため、山口労働局、防府公共職業安定所及び県（商工労働対策部）が職業相談、求人開拓、職業のあっせん、職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる場合に、連携しながら必要な対策を行う。なお、男性に比べて女性の方が雇用の回復に長い時間がかかる傾向にあることから、女性の雇用機会の確保に配慮する。

活動方針

○災害により離職した者への雇用創出策や資金制度等の活用を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	職業のあっせん						
2	雇用保険の失業等給付に関する特例措置						
3	被災事業主に関する措置						

具体的な活動内容

第1項 職業のあっせん（労働局）

災害による離職者の把握に努めるとともに、早期再就職を促進するため、市の被災状況等を勘案の上、防府公共職業安定所と緊密な連携をとり、速やかにそのあっせんのほか、次の措置を講じる。

職業相談	◆ 公共職業安定所職員を相談窓口又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。
求人開拓	◆ 被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。
職業のあっせん	◆ 職業相談及び求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。
その他	◆ 他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

なお、防府公共職業安定所長は、離職者の発生状況及び求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図る。

第2項 雇用保険の失業等給付に関する特例措置（公共職業安定所）

1 証明書による失業の認定

防府公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。

2 激甚災害に係る休業者に対する基本手当への支給

防府公共職業安定所長は、当該災害が激甚法第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができないとみなして、基本手当を支給する。

第3項 被災事業主に関する措置

1 証明書による失業の認定

制度の周知に当たっては、市広報等において、当該適用事業主に対する制度の周知を図る。

第6節 租税の特例措置

主な担当関係部署：保険年金課、高齢福祉課、課税課、収納課

市は、県をはじめとする防災関係機関と協力して、災害により被害を受けた市民の速やかな再建が図られるよう税等の納期限の延長、徴収の猶予及び減免等について必要な措置を講じる。

活動方針

- 税や保険料等の納期限延長や徴収の猶予、減免等により被災者の負担軽減を図る。
- 災害にかかる国民健康保険料、国民年金保険料等の納期延長や徴収猶予、減免の申請に即急に対応ができるよう初動体制を整え、マニュアル化する。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	租税の納期限の延長・徴収の猶予及び減免						
2	国民健康保険料及び介護保険料の徴収の猶予並びに減免						
3	後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免						
4	国民年金保険料の申請免除						

具体的な活動内容

第1項 租税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免

市は、市が賦課する税目に関して、地方税法（昭和25年法律第226号）、防府市税条例（昭和55年防府市条例第43号）等に基づき、納期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時・適切な措置を講じる。

なお、各機関の租税の納期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、資料編のとおりとする。

資料編 [金融・貸付]

- 4-1-3 各機関の租税の納期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置

第2項 国民健康保険料及び介護保険料の徴収の猶予並びに減免

市は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び防府市国民健康保険条例（昭和55年防府市条例第30号）等に基づき、国民健康保険料及び介護保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第3項 後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免

山口県後期高齢者医療広域連合及び市は、被災した被保険者又は連帯納付義務者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び山口県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療に関する条例等に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時・適切な措置を講じる。

第4項 国民年金保険料の申請免除

国は、被災した国民年金第1号被保険者に対して、国民年金法（昭和34年法律第141号）等に基づき、国民年金保険料の納付の免除について、その事態に対応して適時・適切な措置を講じる。

第7節 その他の生活支援

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、くらし安全課

主な担当関係機関：山口県民局、防府郵便局、日本放送協会山口放送局、
西日本電信電話㈱山口支店

市は、県をはじめとする防災関係機関と協力して、災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう、物資流通の安定等、必要な措置を講じる。

活動方針

○県及び防災関係機関と協力し、適正な価格や円滑な物資流通、安定した原材料の供給確保等、経済の回復と安定を図る。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	生活必需品、復旧資材等の供給						
2	物価安定対策						
3	郵政事業に係る災害特別事務取扱い 及び援護対策						
4	放送受信料の免除						
5	電話料金等の減免						

具体的な活動内容

第1項 生活必需品、復旧資材等の供給

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材等の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保等について、県は、生活必需品等の価格及び需給動向の把握を行い、次の措置を講じる。

特定物資の指定等	◆ 状況により特定物資の指定を行い、適性価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
関係機関等への協力要請	◆ 生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ、情報適用、調査、集中出火、その他の協力要請を行う。

第2項 物価安定対策

大規模災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられるため、必要に応じて以下の措置を行う。

相談体制	◆ 被災者総合支援窓口及び消費生活センターにおいて、市民からの苦情、相談に対応する。 ◆ 県は、売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。
物価の安定と物資の安定供給	◆ 県は、物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。 ・ 県職員による調査・監視 生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。 ・ 民間調査員による調査・監視 消費者団体の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。
国への要請	◆ 県は、物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48条）」及び「国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

第3項 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便業務関係	◆ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ◆ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ◆ 被災地宛救助用郵便物の料金免除
簡易保険業務関係	◆ 保険料払込猶予期間の延伸 ◆ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払 ◆ 基本契約の保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払 ◆ 解約還付金の非常即時払 ◆ 保険貸付金の非常即時払

第4項 放送受信料の免除

【指定公共機関（日本放送協会）】

救助法による救助が行われた区域内で半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除する。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料を免除する。

第5項 電話料金等の減免

【指定公共機関（西日本電信電話株式会社）】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第8節 貸付・支給による経済再建の支援

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、福祉指導監査室、子育て推進課、こども相談支援課、商工振興課、企業応援課

被災した市民が速やかに再起更生できるよう、資金枠の確保及び貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。また、災害により死亡した者の遺族には弔慰金を、著しい障害を受けた者や住家に半壊以上の被害を受けた者には見舞金を支給する。

活動方針

- 災害援護資金、生活福祉資金等の各種融資制度の活用等により、被災者の再建活動を支援する。
- 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等の支給により、被災者の支援を図る。
- 被災者生活再建支援法の対象となる災害が発生した場合は、速やかに公示を行い、被災世帯からの申請を促す。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	生活資金の貸付						
2	災害弔慰金等の支給						
3	災害見舞金の支給						
4	被災者生活再建支援金の支給						

具体的な活動内容

第1項 生活資金の貸付

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行う。

1 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸付けられるものとして、福祉資金（福祉費及び緊急小口資金）がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

資金の種類	◆ 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保方生活資金
貸付の概要	◆ 貸付限度額、期間、利率等については、資料編のとおりとする。
申込先	◆ 市社会福祉協議会

資料編 [金融・貸付等]

- 4-1-4 生活福祉資金貸付条件等一覧表

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

災害を受けたことを条件とした融資ではないが、母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金のうち、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の貸付金については被害の状況に応じ、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類	◆ 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金及び結婚資金
貸付の概要	◆ 貸付限度額、期間、利率等については、資料編のとおりとする。
申込先	◆ 山口健康福祉センター、市福祉事務所 ※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う（資金の種類、貸付限度額等は、母子福祉資金と同様とする。）。

資料編 [金融・貸付等]
● 4-1-5 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

資金の種類	◆ 災害資金
貸付の概要	◆ 貸付限度額 100万円 ◆ 償還期間 10年以内 ◆ 利率 年1.58%（保証料別途）
申込先	◆ 中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い、又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市が生活の立直しに必要な資金の貸付けを行う。

資料編 [金融・貸付等]
● 4-1-6 災害援護資金一覧表

第2項 災害弔慰金等の支給

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

資料編 [金融・貸付等]

- | |
|------------------|
| ● 4-1-7 災害弔慰金一覧表 |
|------------------|

第3項 災害見舞金の支給

県内において発生した災害に係る被災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。また、「防府市災害見舞金等支給要綱」に基づき、見舞金等を支給する。

資料編 [金融・貸付等]

- | |
|------------------|
| ● 4-1-8 災害見舞金一覧表 |
|------------------|

資料編 [条例等]

- | |
|-----------------------|
| ● 4-2-1 県災害見舞金支給要綱 |
| ● 4-2-2 防府市災害見舞金等支給要綱 |

第4項 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援することを目的に定められたものである。災害により法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対し、速やかに支援金の支給手続きを実施する。

資料編 [金融・貸付等]

- | |
|-----------------------|
| ● 4-1-9 被災者生活再建支援法の概要 |
|-----------------------|

第9節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

主な担当関係部署：福祉総務課、生活支援課、福祉指導監査室

大規模災害が発生した場合、県内、国内はもとより、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受け付け、保管、輸送等について、市がとる対応について、必要事項を定める。

活動方針

- 義援金品及び見舞金を迅速に受け付け、確実な保管と速やかな配分をめざし、寄付者の好意に応える。
- 明確な基準等に基づく配分計画を速やかに確立し、配分する。
- 個人の小口寄付や民間企業の寄付等が積極的に活用できる仕組みを検討する。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	義援金品の受付						
2	義援金品の保管						
3	義援金品の配分						

具体的な活動内容

第1項 義援金品の受付

義援金品の寄託は発災当日から行われることが予想され、市は、発災後おおむね 24 時間以内に受付窓口を開設する。

小口・混載の義援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、真に必要とするものに限定する。

義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図る。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

第3項 義援金品の配分

義援金品の配分については、配分委員会等を設置し、公平かつ適正に行う。

資料編 [金融・貸付等]

- 4-1-10 義援金品の受付・保管・配分に係る各機関の措置

第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の推進

主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、都市計画課、建築課、上下水道局、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、人事課、障害福祉課、財政課、防災危機管理課

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、地震等の災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

活動方針

- 速やかに被害実態の把握を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努める。
- 再度の災害防止の観点から、改良復旧となるよう計画を策定する。
- 関係機関に応援を求め、技術職員の確保を図る。
- 災害復旧事業に係る国及び県の資金制度等を活用する。
- 激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、早期に激甚災害の指定を受け、迅速で円滑な復旧を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	災害復旧事業の推進						
2	激甚法に基づく激甚災害の指定の促進						

具体的な活動内容

第1項 災害復旧事業の推進

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成し、復旧事業の推進に努める。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、災害に対する安全性の確保、耐火及び不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

資料編 [復旧対策]

- 4-3-1 主な災害復旧事業一覧

1 災害査定の早期実施

市は、災害発生後できる限り速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

2 災害復旧事業計画

被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定め、可能な限り復旧予定時期を明示した復旧事業計画を策定する。

災害復旧事業計画の策定に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。また、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等市民の健康管理についても配慮する。

3 技術職員の確保

市において、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて職員の確保を図るものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

4 災害復旧事業に係る資金の確保

県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

資料編 [金融・貸付等]

- 4-1-11 災害復旧事業に関する国庫負担の関係法令及び地方債、交付税一覧

第2項 激甚法に基づく激甚災害の指定の促進

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

資料編 [条例等]

- 4-2-3 激甚災害の指定基準
- 4-2-4 局地激甚災害の指定基準

資料編 [金融・貸付等]

- 4-1-12 激甚災害に対する特別な財政措置

第2節 復興計画の策定及び推進

主な担当関係部署：河川港湾課、道路課、農林漁港整備課、都市計画課、建築課、
上下水道局、防災危機管理課

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変又は産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市及び防災関係機関は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、計画的な復興を進める。

活動方針

- 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をより良いものに改変できる復興計画を策定する。
- 再建を進める市民や事業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行う。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	復興計画の策定						
2	復興計画の推進						

具体的な活動内容

第1項 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成する。

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画策定検討組織を設置する。

2 復興計画の策定

まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指す復興計画の策定を行う。

- ◆ 建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- ◆ ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- ◆ 防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の整備手法を用い、計画策定を行う。
- ◆ 都市公園、河川等のオープンスペース等についても、防災だけでなく、環境保全、レクリエーション空間の確保及び景観構成の観点から、整備の推進を図る。

3 市民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、市民へ情報提供し、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

復興計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、円滑かつ迅速な復興を図る。事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図るものとする。

1 防災まちづくりの推進

市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図り、市民の安全や環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

この際、住民の早急な生活再建の観点から、できるだけ速やかに防災まちづくりの方向について市民のコンセンサスを得るように努める。また、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 被災市街地復興特別措置法等の活用

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用する。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者の復興支援

第1節 被災中小企業者の援助措置

主な担当関係部署：商工振興課、企業応援課

主な担当関係機関：県

大規模災害の発生時には、地域の中小企業等における生産施設設備についても大きな被害を受けることが考えられる。地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、市、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

活動方針

- 商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- 被災した中小企業者に向けて資金貸付制度や融資制度の活用を促す。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	貸付・融資制度の利用の促進						

具体的な活動内容

第1項 貸付・融資制度の利用の促進

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。このため、市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われ、早期に経営安定が図られるよう、県と連携して必要な措置を講じる。

- ◆ 防府商工会議所及び市内金融機関と連携して、防府市中小企業振興資金の活用を促す。
- ◆ (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- ◆ 必要に応じて、県の融資制度を、被災者に対して周知を行う。
- ◆ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- ◆ 地元銀行その他の金融機関に対して中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- ◆ 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。
- ◆ 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- ◆ 市及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知・徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

主な担当関係部署：農林水産振興課、農林漁港整備課

主な担当関係機関：県

活動方針

○被災した農林漁業者に向けて資金貸付制度や融資制度、償還延長措置等の活用を促す。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	資金融資の利用の促進						
2	災害補償業務の迅速・適正化						

具体的な活動内容

第1項 資金融資の利用の促進

災害等により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため、市は県と連携し、必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

- ◆ 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導並びにあっせん
- ◆ 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施
- ◆ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく、被害農林漁業者に対する災害復旧資金の融資のあっせん並びに既往貸付金の償還期限の延長措置等

第2項 災害補償業務の迅速・適正化

市は、被害農林漁業者の経営安定が早期に図られるよう、農林漁業者の被害状況について迅速な調査を行い、県と連携して災害補償業務の迅速かつ適正な推進を図るための措置を講じる。

- ◆ 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体の災害補償業務の迅速・的確化の要請。
- ◆ 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第5章 金融対策

第1節 金融対策

主な担当関係機関：日本銀行下関支店

大規模災害の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

活動方針

- 被災地の現金供給に向けた体制を構築する。
- 通貨の安定した流通を図る。
- 被災地に職員を派遣する等により、損傷紙幣の引き換え等を行う。
- 決済システムの安定運行、金融業務の継続、払い戻しや貸出の特例等を設け、被災者を支援する。
- 各種措置が被災者へ行き渡るよう、様々な手段で広報する。

主な活動と実施期間

活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～
1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整						
2	資金決済の円滑な確保						
3	金融機関の業務運営の確保に係る措置						
4	金融機関による金融上の措置の実施にかかる要請						
5	各種措置に関する広報						

具体的な活動内容

第1項 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

2 現金支給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送及び通信手段の活用を図る。

3 通貨及び金融の調整

必要に応じた適切な通貨及び金融の調整を行う。

第2項 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

1 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。

また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

2 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

第3項 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

日本銀行は、災害の状況に応じ、必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

第4項 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- ◆ 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ◆ 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ◆ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ◆ 損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- ◆ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

第5項 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、ウェブサイトその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

